屋外広告業登録に関する Q&A

令和 8 年(2026 年)

八王子市都市計画部都市計画課

1.登録の要否について 1

Q1-1 屋外広告業の登録が必要な場合を教えてください。.....1

Q1-2 個人で工事を請け負う場合、施工する場合にも屋外広告業の登録が必要ですか。.....1

Q1-3 東京都に屋外広告業登録をしていても、八王子市に登録する必要はありますか。.....1

2.登録・更新手続きについて 1

Q2-1 東京都と八王子市へ屋外広告業登録を希望する場合、どちらから先に登録すればよいですか。.....1

Q2-2 八王子市にのみ屋外広告業の登録・更新をする場合の手数料を教えてください。.....1

Q2-3 屋外広告業登録の有効期限を教えてください。.....2

Q2-4 東京都と八王子市に屋外広告業登録をしている場合、有効期限は異なりますか。.....2

Q2-5 屋外広告業の登録・更新に必要な書類を教えてください。.....2

Q2-6 八王子市に屋外広告業の登録をした場合、登録通知書は発行していますか。.....2

Q2-7 屋外広告業に関する各種申請書を提出する際、正本、副本の２部を提出する必要がありますか。..2

Q2-8 屋外広告業の各種申請等を第三者に委任する場合、委任状は必要ですか。.....3

Q2-9 東京都では屋外広告物管理システムを利用して電子申請で屋外広告業登録をしていますが、八王子市でも電子申請による登録は可能ですか。.....3

Q2-10 八王子市で屋外広告業の登録をしたいのですが、既に東京都に屋外広告業登録をしています。ただし、東京都への登録は電子申請で行ったため、八王子市への登録申請に必要な紙媒体の「東京都屋外広告業登録申請書の写し」を保有していません。この場合は、どのように手続きすればよいですか。.....3

Q2-11 更新手続きは、東京都と八王子市を平行して進めることは可能ですか。.....3

Q2-12 添付書類の登記事項証明書は、東京都に提出後に八王子市に提出する場合、取り直しが必要ですか。.....4

Q2-13 届出の手続きが完了するまでの期間はどのくらいですか。.....4

Q2-14 手続きが遅れた場合、遅延理由書を提出する必要がありますか。.....4

3. 登録後の各種届出..... 4

Q3-1 屋外広告業の登録事項に変更があった場合にはどうすればいいですか。.....4

Q3-2 屋外広告業の廃業をした際の手続きを教えてください。.....5

Q3-3 東京都への変更手続きの副本一式の写しを添付する場合、全て書類が必要ですか。.....5

4. 登録情報の確認..... 5

Q4-1 八王子市で屋外広告業登録をしている法人・個人を確認したいです。.....5

5. 業務主任者・資格..... 5

Q5-1 業務主任者の要件について教えてください。.....5

Q5-2 屋外広告物管理者は業務主任者になれますか。.....6

Q5-3 ○○県、○○市の屋外広告物講習会を受けましたが、八王子市の屋外広告業における業務主任者になれますか。.....6

Q5-4 八王子市の屋外広告物講習会を受けましたが、○○県、○○市の屋外広告業における業務主任者になれますか。.....6

1.登録の要否について

Q1-1 屋外広告業の登録が必要な場合を教えてください。

A. 広告主(申請者)から、屋外広告物等の表示・設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを「業」として行う法人又は個人の場合、登録が必要です。

Q1-2 個人で工事を請け負う場合、施工する場合にも屋外広告業の登録が必要ですか。

A. 個人の場合でも必要です。**Q1** を参照してください。

Q1-3 東京都に屋外広告業登録をしていても、八王子市に登録する必要はありますか。

A. 八王子市で屋外広告物の表示・設置等をする場合は登録が必要です。

2.登録・更新手続きについて

Q2-1 東京都と八王子市へ屋外広告業登録を希望する場合、どちらから先に登録すればよいですか。

A. 登録は東京都・八王子市のどちらからでも可能です。東京都へ登録後に八王子市へ登録する場合登録手数料は不要となります。更新時も同様に手数料はかかりません。

なお、八王子市を先行する場合は手数料がかかります。ただし、その後に東京都に登録した場合は、更新時の手数料はかかりません。(東京都に登録しないこととなった場合は、更新時の手数料もかかります。)

Q2-2 八王子市にのみ屋外広告業の登録・更新をする場合の手数料を教えてください。

A. 新規登録は 10,000 円、更新登録は 5,000 円となります。登録手数料については、登録申請後に市が発行する納入通知書で納入してください。納入後は、領収証書の写しをメールや FAX 等で都市計画課へお送

りください。

Q2-3　屋外広告業登録の有効期限を教えてください。

A. 登録の有効期間は 5 年間です。

Q2-4 東京都と八王子市に屋外広告業登録をしている場合、有効期限は異なりますか。

A. 東京都の有効期限満了日と同日になります。

Q2-5 屋外広告業の登録・更新に必要な書類を教えてください。

A. 八王子市にのみ登録する場合と東京都に登録している場合で必要書類が異なります。詳細は**「八王子市屋外広告物のしおり」**をご確認ください。

【八王子市　屋外広告物のしおり】

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/005/10104/p003097_d/fil/shiori0210.pdf

Q2-6　八王子市に屋外広告業の登録をした場合、登録通知書は発行していますか。

A. 八王子市にのみ屋外広告業の登録をしている場合に限り、登録通知書を発行しています。東京都に登録した後に八王子市へ登録した場合は、登録通知書は発行しておりません。

Q2-7 屋外広告業に関する各種申請書を提出する際、正本、副本の 2 部を提出する必要がありますか。

A.　手続きによって異なります。屋外広告業の申請（八王子市にのみ申請する場合）及び変更申請では副本が必要です。

一方、東京都登録後の届出や、廃止届、登録事項変更届については、副本の返却を希望する場合のみとな

ります。ただし、副本には収受日等の押印をしてお戻ししますので、届出をしたことを確認できる書類をお手元に保管されたい場合は、副本をご提出ください。

なお、副本の返却を郵送で希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

Q2-8 屋外広告業の各種申請等を第三者に委任する場合、委任状は必要ですか。

A. 屋外広告業の各種申請等を第三者に委任する場合は、委任状の提出が必要です。委任状の書式に指定はありませんが、申請者等が第三者に申請等手続を委任していることが確認できる内容を記載してください。また、申請者等の押印が必要です。

なお、提出する委任状は、押印された原本を提出してください。副本はコピーでも差し支えありません。

Q2-9 東京都では屋外広告物管理システムを利用して電子申請で屋外広告業登録をしていますが、八王子市でも電子申請による登録は可能ですか。

A. 現在、八王子市は電子申請を行っておりません。窓口か郵送での申請をお願いいたします。

Q2-10 八王子市で屋外広告業の登録をしたいのですが、既に東京都に屋外広告業登録をしています。ただし、東京都への登録は電子申請で行ったため、八王子市への登録申請に必要な紙媒体の「東京都屋外広告業登録申請書の写し」を保有していません。この場合は、どのように手続きすればよいですか。

A. 東京都屋外広告物管理システムで申請している場合は、添付書類一式と手続きが完了したことがわかるもの（手続き完了メール、画面コピー等）を添付してください。

Q2-11 更新手続きは、東京都と八王子市を平行して進めることは可能ですか。

A. 登録時に東京都への登録を先行した場合は、東京都の手続き後に八王子市の手続きをしてください。有効期限が差し迫っている場合等も同様です。

なお、書類の提出は、東京都の手続き後、その写しと共にご提出ください。（先行して八王子市への届出のみでの送付は不要です。）

Q2-12 添付書類の登記事項証明書は、東京都に提出後に八王子市に提出する場合、取り直しが必要ですか。

A. 東京都に登録をしている場合は、取り直しは不要です。

Q2-13 届出の手続きが完了するまでの期間はどのくらいですか。

A. 3 週間程度です。

Q2-14 手続きが遅れた場合、遅延理由書を提出する必要がありますか。

A. 必要ありません。

3. 登録後の各種届出

Q3-1 屋外広告業の登録事項に変更があった場合にはどうすればいいですか。

A. 登録事項に変更があった場合は、変更があった日から 30 日以内に変更の届出が必要です。なお、東京都に登録している事業者は、東京都への変更手続を完了した後に八王子市への変更手続を行ってください。

また、東京都への登録の有無や変更事項の内容によって提出書類が異なりますので、詳細は**「八王子市屋外広告物のしおり」**をご確認ください。

【八王子市 屋外広告物のしおり】

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/005/10104/p003097 d/fil/shiori0210.pdf

Q3-2　屋外広告業の廃業をした際の手続きを教えてください。

A.　屋外広告業が廃業になった場合には、その日から 30 日以内に屋外広告業廃業届出書を提出する必要があります。廃業の要件により届出者が異なるので、詳細は**「八王子市　屋外広告物のしおり」**をご確認ください。

【八王子市　屋外広告物のしおり】

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/005/10104/p003097_d/fil/shiori0210.pdf

Q3-3　東京都への変更手続きの副本一式の写しを添付する場合、全て書類が必要ですか。

A.　必要です。

4.　登録情報の確認

Q4-1 八王子市で屋外広告業登録をしている法人・個人を確認したいです。

A. 八王子市の屋外広告業者登録簿を市のホームページ又は窓口にて閲覧できます。（ホームページの更新は月 1 回となります。）

5.　業務主任者・資格

Q5-1 業務主任者の要件について教えてください。

A.「八王子市　屋外広告物のしおり」をご確認ください。

【八王子市　屋外広告物のしおり】

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/005/10104/p003097_d/fil/shiori0210.pdf

Q5-2 屋外広告物管理者は業務主任者になれますか。

A. **「八王子市　屋外広告物のしおり」**の要件を満たさない場合、業務主任者にはなれません。

【八王子市　屋外広告物のしおり】

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/005/10104/p003097_d/fil/shiori0210.pdf

Q5-3 ○○県、○○市の屋外広告物講習会を受けましたが、八王子市の屋外広告業における業務主任者になれますか。

A. 都道府県、指定都市または中核市が実施する屋外広告物講習会の修了者であれば、講習会を受講した自治体にかかわらず、八王子市の屋外広告業における業務主任者になることができます。

Q5-4 八王子市の屋外広告物講習会を受けましたが、○○県、○○市の屋外広告業における業務主任者になれますか。

A. ○○県、○○市に直接お問い合わせください。